

# 第2次

# 長崎県食品ロス削減推進計画

～ながさき食ロスゼロを目指して～

素案

令和7年12月





# 長崎県食品ロス削減推進計画

## [ 目 次 ]

### 第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	4
3 計画の位置付け	5

### 第2章 現状と課題

1 食品ロスの概要	6
2 食品ロスの発生量	7
(1) 全国の食品ロス発生量	7
(2) 長崎県の食品ロス発生量	7
家庭系食品ロス	7
事業系食品ロス	9
3 食品ロス問題の認知度と取組状況に関する調査	11
4 長崎県が抱える現状・課題	12

### 第3章 計画の目標

1 本県の目指す姿(将来像)	15
2 長崎県の計画目標	15
(1) 全国の食品ロスの削減目標	15
(2) 長崎県の食品ロスの削減目標	15

### 第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 各主体に求められる責務と役割	17
(1) 消費者	17
(2) 農林漁業者・食品関連事業者	17
(3) 事業者(農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者を含む。)	17
(4) マスコミ・消費者団体・NPO等	17
(5) 県・市町	17
2 県の施策	18
(1) 基本的施策の推進	18
(2) 取組の進捗を評価する指標	19
(3) 家庭系食品ロス対策	20
(4) 事業系食品ロス対策	25

### 第5章 計画実現に向けた推進体制

1 推進体制	30
2 進捗管理	30

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品、いわゆる「食品ロス」については、日本国内で約 464 万トン<sup>1</sup>、1 人 1 日あたり約 102 グラム発生していると推計されています。

このうち、調理時の過剰除去や日々の食事の食べ残し、期限切れによる廃棄等、家庭からの排出量（家庭系食品ロス）が約 233 万トン、また、食品の製造・卸売・小売の各段階における「規格外品」・「売れ残り」の発生や、外食産業における「作りすぎ」・「食べ残し」等、食品関連事業者からの排出量（事業系食品ロス）が約 231 万トンであるとされています。

全世界、特に貧困地域における人口が増加の一途をたどり、将来的な食料不足が懸念される中、日本の食料自給率（カロリーベース）は約 38%<sup>2</sup> と主要先進国の中で極端に低く、多くの食料を輸入に依存しています。その一方で、飢餓や栄養失調に苦しむ世界中の人々に向けた食糧援助量（約 370 万トン）<sup>3</sup> の約 1.3 倍に相当する食品ロスが発生しています。

また、食品ロスを焼却処理することで CO<sub>2</sub> が排出され、気候変動や生物多様性の損失を引き起こす一因にもなり、食品ロスの発生は、単に「もったいない」という問題だけではなく、環境問題等の様々な社会問題にも関連しています。

このような中、食品ロス問題に関する国際的な関心は近年高まりを見せ、2015 年の国際連合総会で採択された S D G s（持続可能な開発目標）においては、食品ロスの削減が 2030 年までに達成するべきターゲットの 1 つに掲げられ、世界中で取り組むべき問題として注目されています。

我が国では、2019 年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行、2025 年 3 月には、食品ロス削減推進法第 11 条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第 2 次）」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、我が国における食品ロス削減のための目指すべき方向が改めて示されました。食品ロス削減推進法では、食品ロスを削減していくため、「国民各層が主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと」、また、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくこと」が重要であるとされています。

1

2 長崎県では、令和2年度に「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定し、令和3年度から  
3 これまで5年間、県民運動として食品ロス削減を推進してきました。

4 これまでの計画の推進により、県民の食品ロス問題の認知度の向上や食品ロス発生量の  
5 減少に寄与しているものと考えられる一方で、家庭系食品ロスの発生量は全国の発生量に  
6 比べ多い傾向にあります。

7 こうした状況は、前計画でも課題とされており、家庭系食品ロスの発生量の減少に寄与  
8 する活動についてさらに推進していく必要があります。

9 こうした状況を踏まえ、前計画を見直し、令和12年度を目標年度とする新たな「長崎  
10 県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

11 本県の食品ロス問題の解決及び貧困・環境問題等のあらゆる社会問題の解決の一助とな  
12 るよう、県民運動として食品ロスの削減をさらに推進していきます。

13

---

14 1 国（農林水産省及び環境省）による推計（令和5年度実績）

15 2 農林水産省（2023）「食料需給表 令和5年度」

16 3 国際連合世界食料計画（WFP）2023年実績

## 17 持続可能な開発目標“SDGs”とは

18

19

20 SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミット  
21 で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年  
22 までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。先進国・開発途上国す  
べての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す  
23 世界共通の目標として、17のゴールとそのゴールごとに設定された169のターゲット  
から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓  
っています。

24

25

26

27

28

29

30

31

2

## 3 【持続可能な世界を実現するための 17 の目標】

4

## 5 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6

7 17 のゴールのうち、食品ロス問題は目標 12 『つくる責任 つかう責任』において言及  
8 されています。9 この『つくる責任 つかう責任』とは、持続可能な生産（つくる）と消費（つかう）の  
10 形態を確保することであり、農林漁業者や食品製造業者における食品の生産段階から、  
11 小売店や一般家庭における消費段階に至るあらゆる場面で発生する食品ロスを削減する  
12 ことは、目標 12 を実現するために不可欠な取組であると言えます。13 また、発生した食品ロスをフードバンク活動へ提供することによる生活困窮者の救済  
14 や、焼却処理量の減少による環境負荷の低減にもつながる等、食品ロスを削減することは、他の S D G s の目標の課題を解決する手助けともなります。

15

16

17

18

19

## 1 SDGs目標12『つくる責任 つかう責任』の具体的なターゲット

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みを実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率的な補助金を合理化する。

2

## 2 計画の期間

3

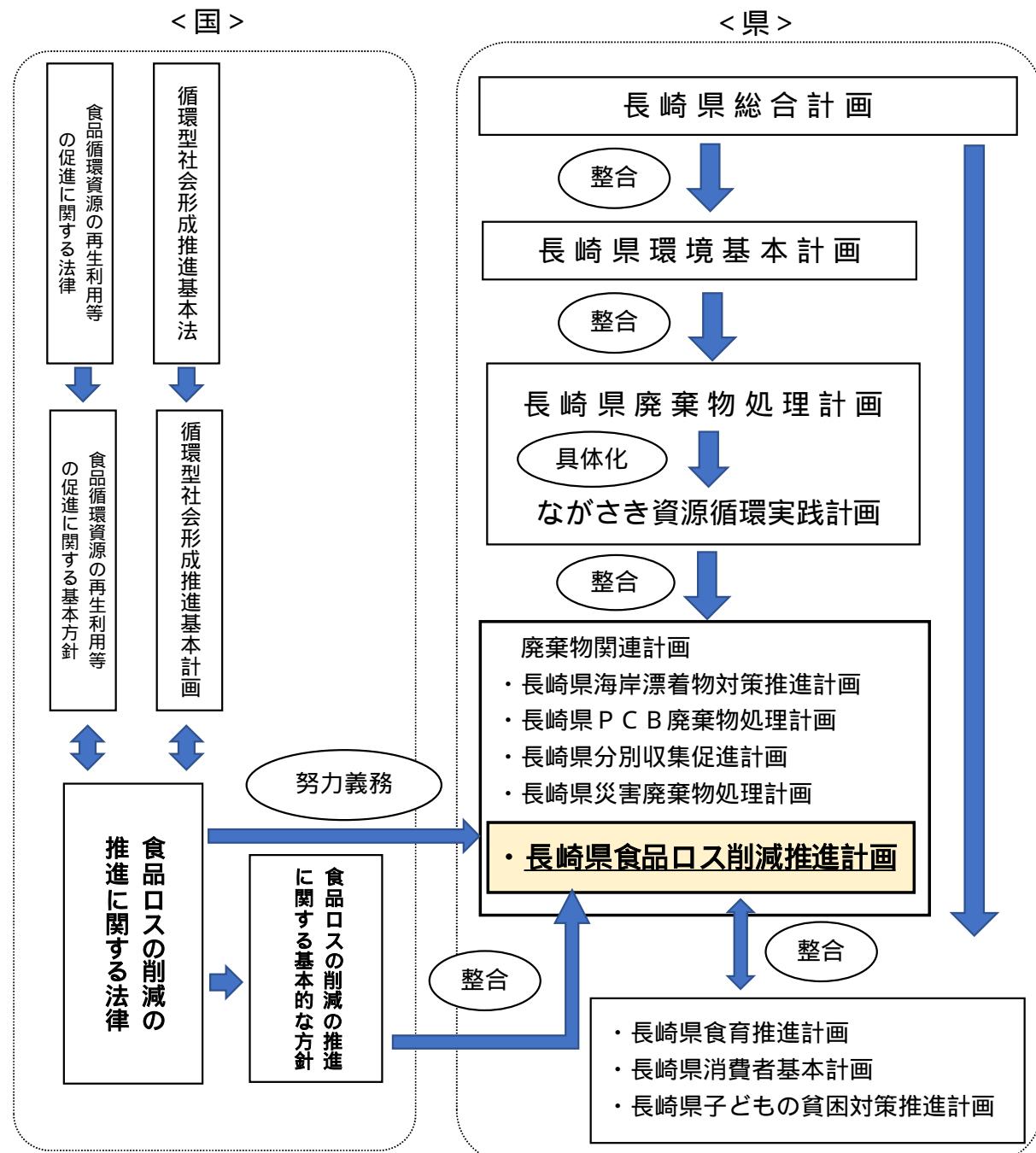
4 本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とし、2030年度（令和12年度）を目標年次とします。

5

### 3 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項に基づき、国が定める基本方針を踏まえて都道府県が策定する「都道府県食品ロス削減推進計画」に位置づけられるものです。

また、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県廃棄物処理計画」等とも整合を図り策定する計画です。

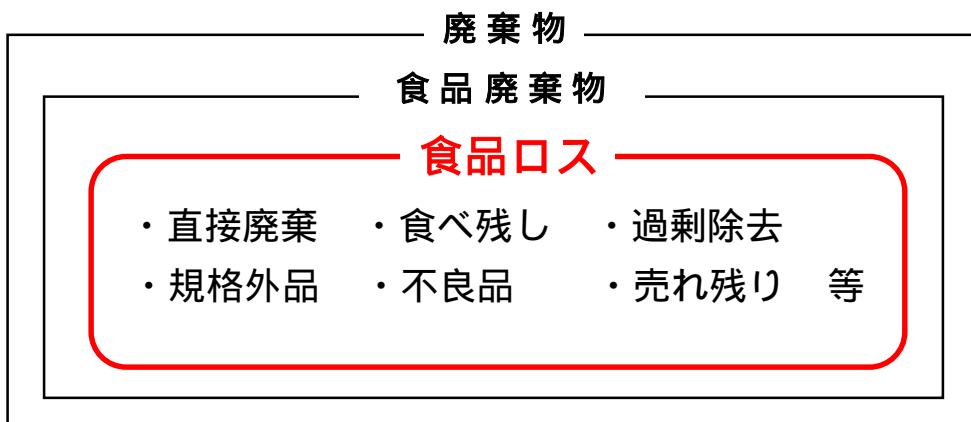


## 3 第2章 現状と課題

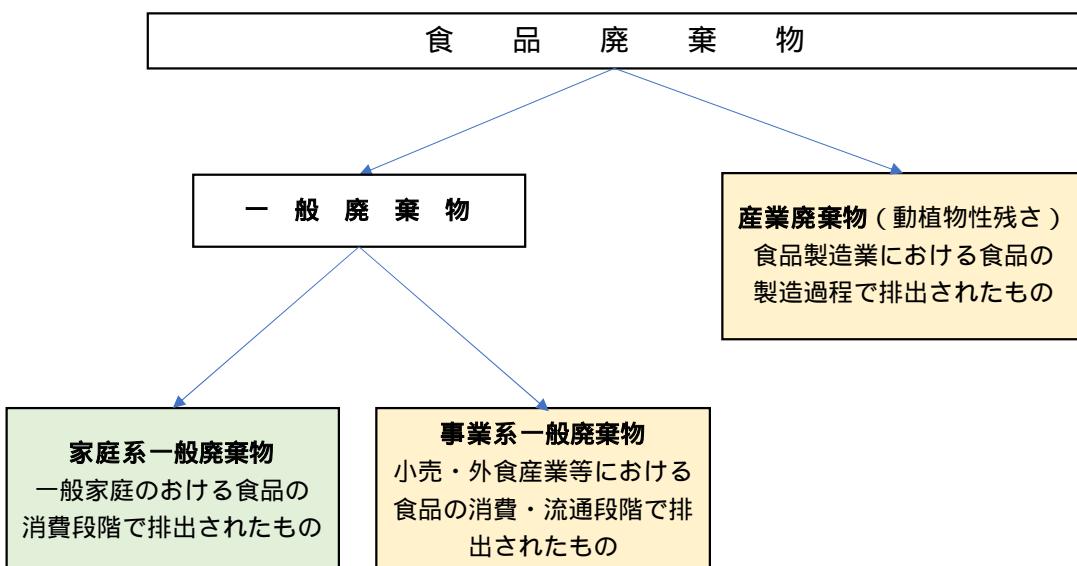
## 4 1 食品ロスの概要

5 食品ロスは、買いすぎ等により未開封のまま捨ててしまう直接廃棄や、作りすぎや注文  
6 しすぎ等により食べきれずに捨ててしまう食べ残し、調理過程において本来食べられる部  
7 分まで過剰に取り除いてしまう過剰除去等に分類されます。

&lt;食品ロスの内訳&gt;

9 廃棄物はその発生元により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。食品廃棄  
10 物のうち、一般家庭・外食産業などで排出されるものについては一般廃棄物です。一方で  
11 食品廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める「動植物性残さ」として  
12 排出されるものについては産業廃棄物です。

&lt;一般廃棄物と産業廃棄物の分類&gt;

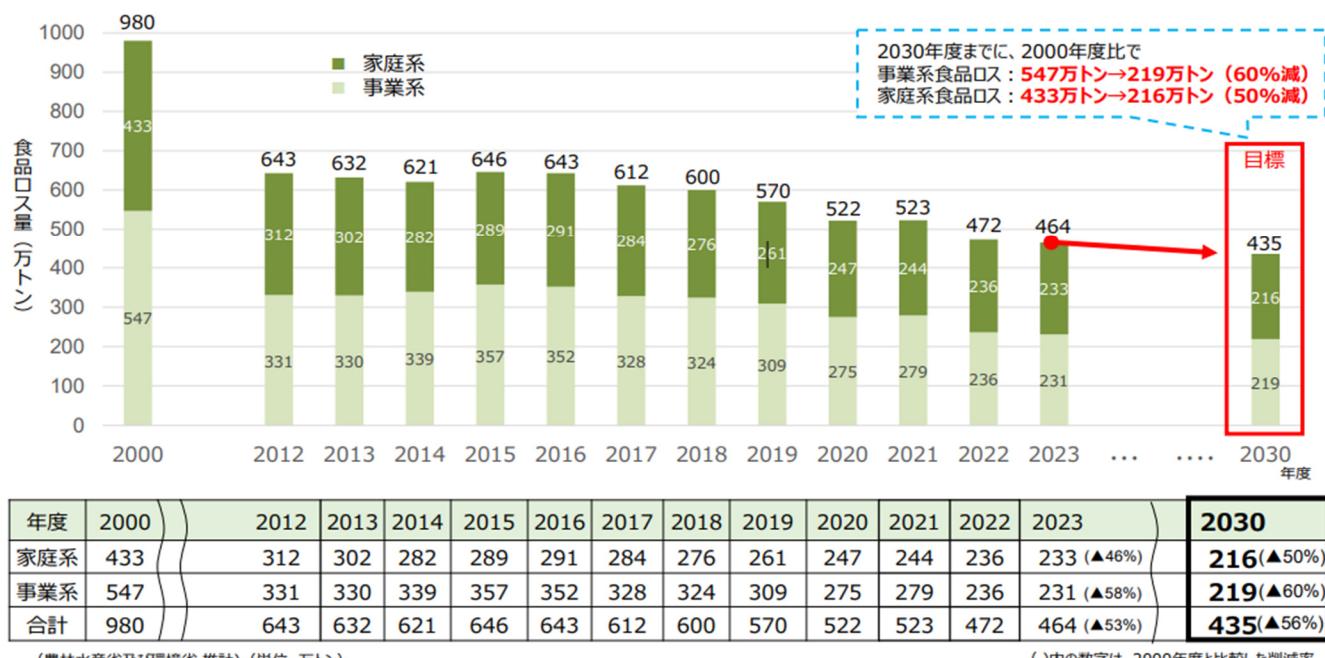


1 本計画では、一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物中の食品ロスを「家庭系食品ロス」、食品の製造・流通・小売・外食産業等から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物中の食品ロスを「事業系食品ロス」として整理します。

## 2 食品ロスの発生量

### (1) 全国の食品ロス発生量

8 現状、国内の食品ロス発生量（2023年度推計）については、家庭系食品ロスが233  
9 万トン、事業系食品ロスが231万トンです。



10 出典：消費者庁ウェブサイト

11 [https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_250627\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_education_cms201_250627_01.pdf)

12

### (2) 長崎県の食品ロス発生量

13 現状、本県の食品ロス発生量(2023年推計値)については、家庭系食品ロスが25,822  
14 トン、事業系食品ロスが17,890トンです。

15

#### 家庭系食品ロス

16 「令和6年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査  
17 (環境省)」の結果によると、家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの発生割合は、

- 20 1. 直接廃棄：15.0%
- 21 2. 食べ残し：13.2%
- 22 3. 過剰除去： 5.3% となっており、

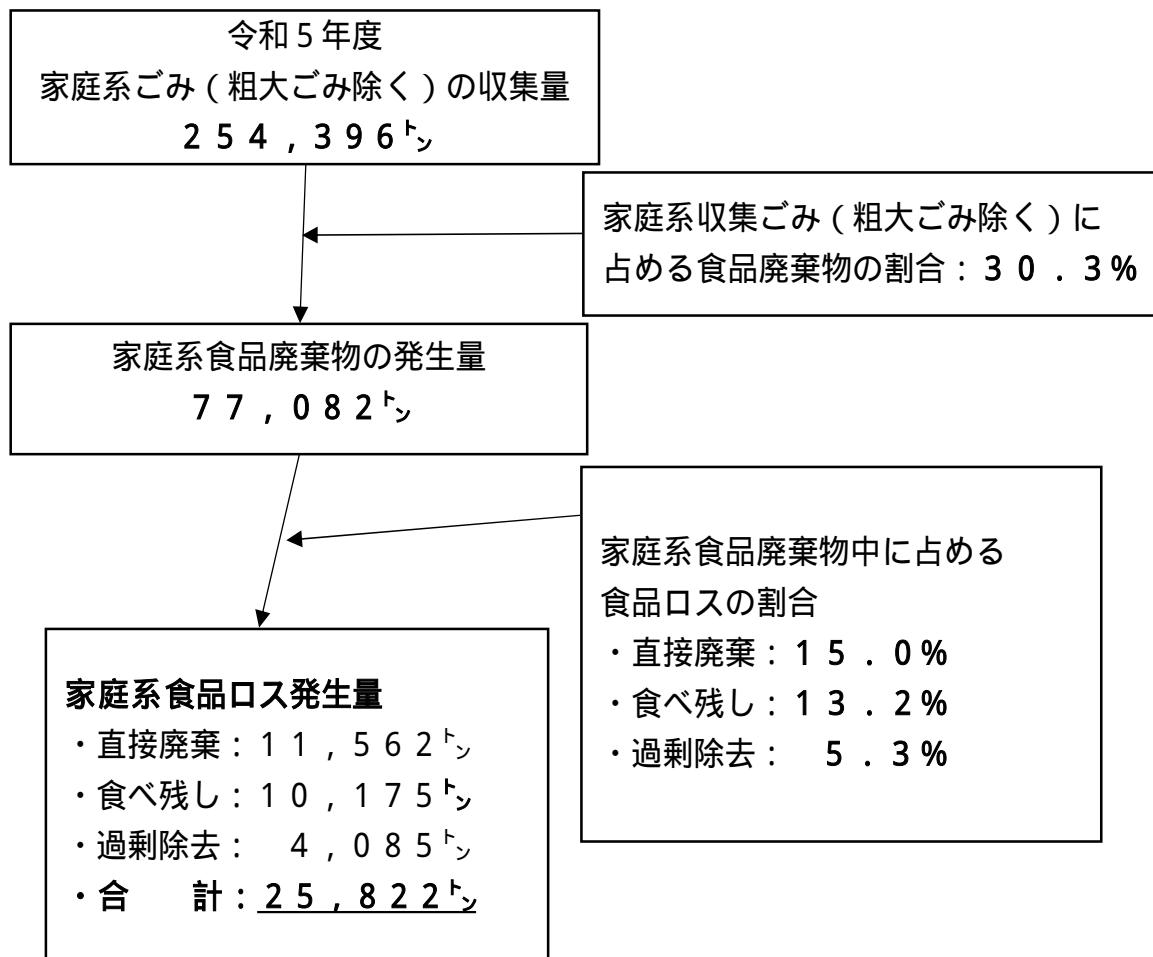
## 第2章 現状と課題

- 前項で算出した「家庭系食品廃棄物」の発生量に、これらの発生割合を乗じると、
- 本県の家庭系食品口ス量は 25,822 トンと推計されます。

家庭系 食品廃棄物の 発生量	家庭系食品口スの発生量			
	合計	うち 直接廃棄 ( 15.0 % )	うち 食べ残し ( 13.2 % )	うち 過剰除去 ( 5.3 % )
77,082 トン	25,822 トン	11,562 トン	10,175 トン	4,085 トン

- (推計フロー)

### 実数・推計値



## 事業系食品口ス

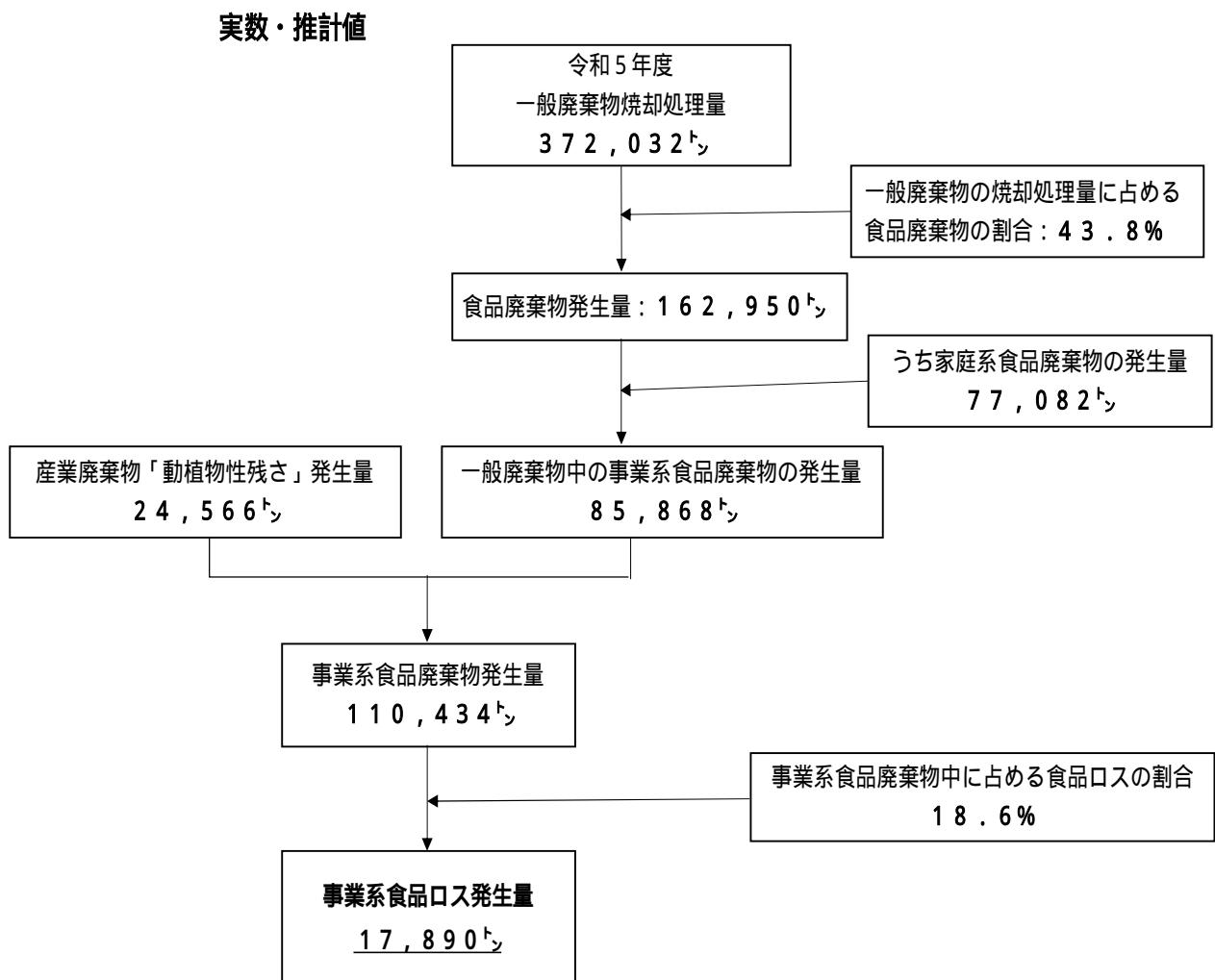
本県の事業系食品廃棄物の発生量は、事業系一般廃棄物中の食品廃棄物 85,868 トンと  
産業廃棄物「動植物性残さ」24,566 トンを合算した 110,434 トンと推計されます。

本県の事業系食品ロスについては、国の事業系食品廃棄物に占める割合 により  
17,890 †と推計されます。

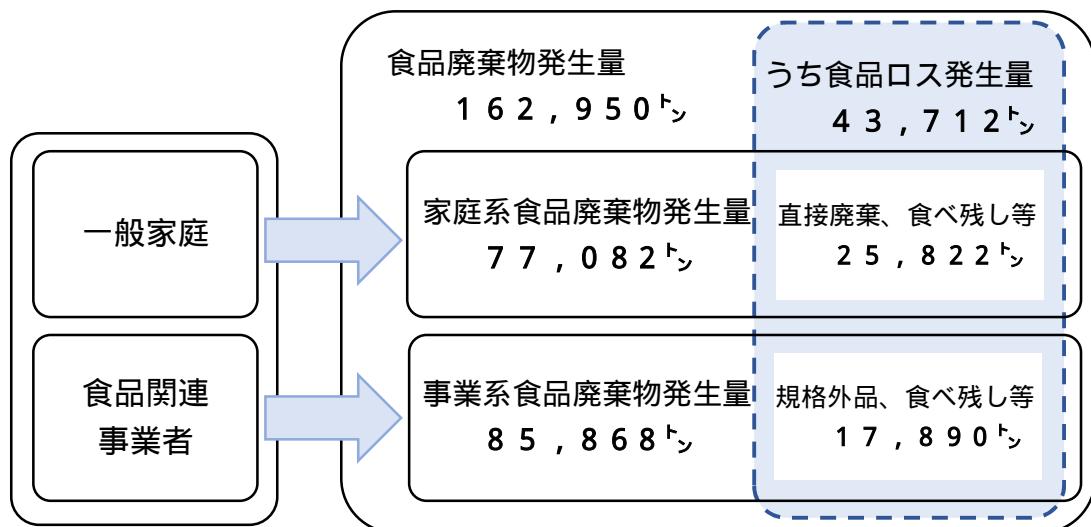
令和5年度の事業系食品廃棄物に占める食品ロスの割合（環境省・農林水産省）

事業系 食品廃棄物の 発生量	事業系 一般廃棄物の 食品廃棄物	産業廃棄物 「動植物性残さ」	食品ロスの 割合	食品ロス 発生量
				×
110,434 トン	85,868 トン	24,566 トン	16.2%	17,890 トン

## 7 (推計フロー)



## 食品ロスの発生状況&lt;概念図&gt;



1

2

## 3 食品ロスの発生量

	発生量	家庭系	事業系
長崎県 (令和5年度)	43,712トン	25,822トン	17,890トン
	92.9g/人・日	54.9g/人・日	38g/人・日
全国 (令和5年度)	464万トン	233万トン	231万トン
	102g/人・日	51.2g/人・日	50.8g/人・日

4 令和5年度の長崎県の人口：1,288,215人（令和6年度一般廃棄物処理実態調査に基づく）

5

6 本県の令和5年度における食品ロス発生量は1人1日あたり、家庭系54.9g、

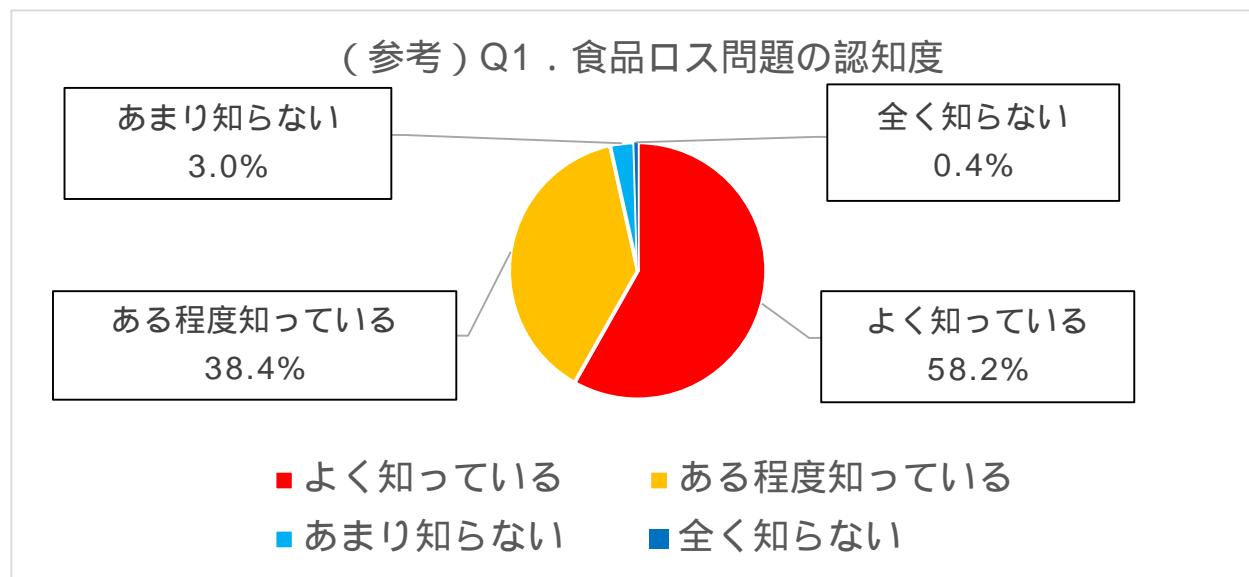
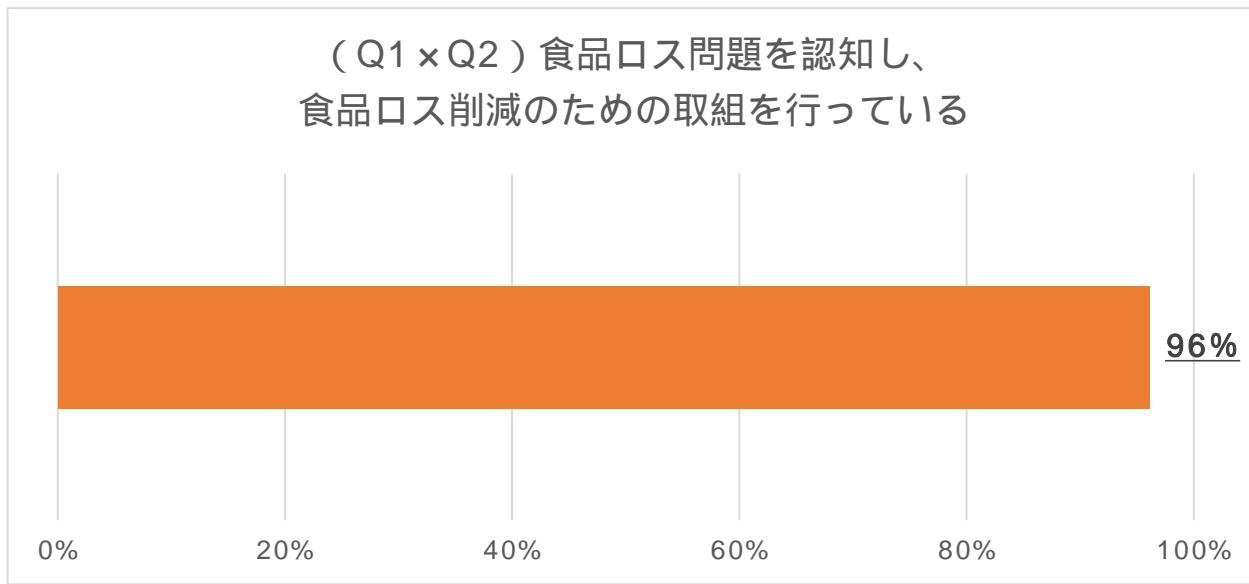
7 事業系38gであり、家庭系食品ロスが令和5年度の全国平均値を上回っています。

8

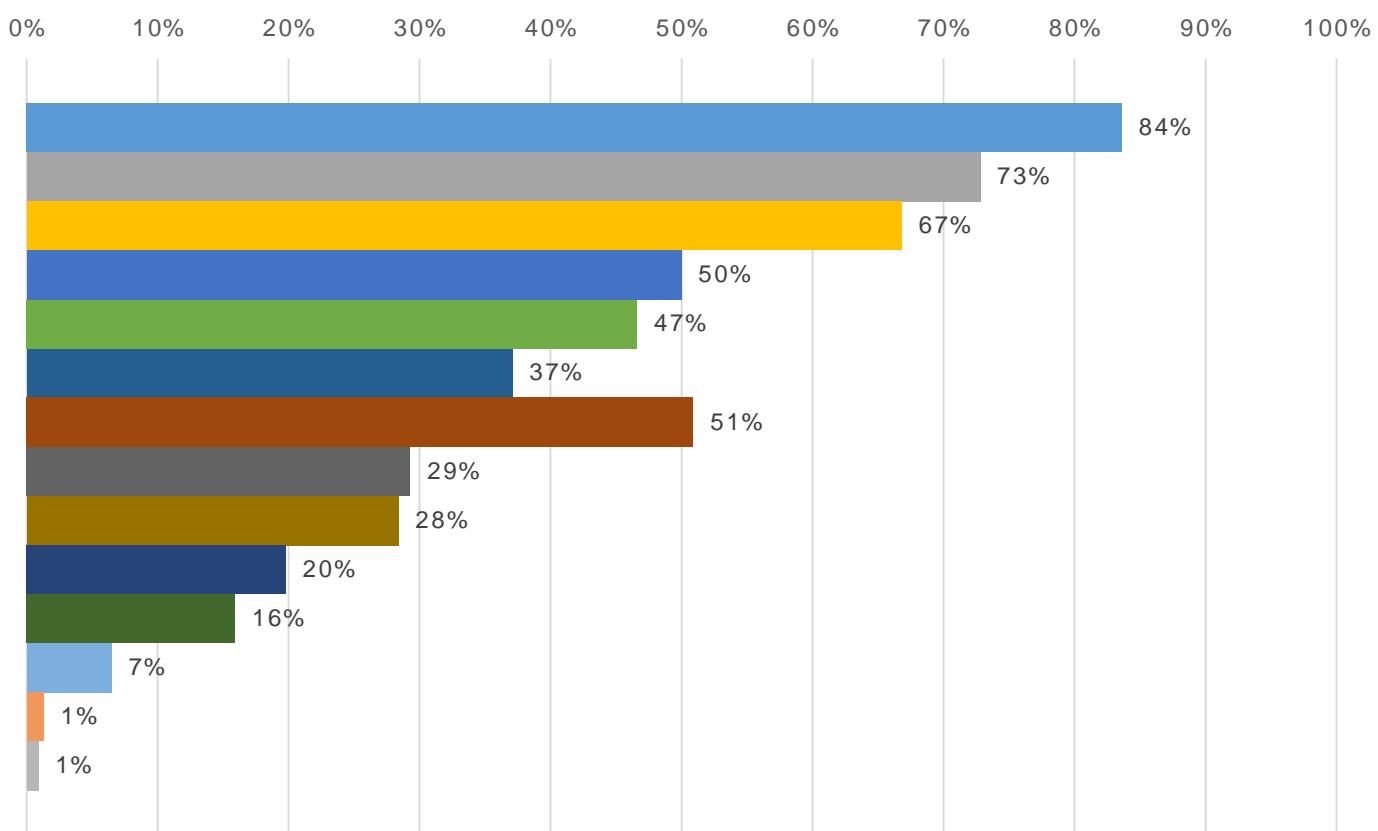
長崎県民1人あたり食品ロス発生量：1日 92.9g  
 92.9gとは、おにぎり1個分の重さに相当します。

## 3 食品ロス問題の認知度と取組状況に関する調査

令和7年度に本県が行った「食品ロスの認知度と取組状況に関する調査」では、食品ロスを認知して食品ロス削減に取り組む人の割合を集計（Q1×Q2）したところ、食品ロス問題を「知っている」と回答し、かつ食品ロスを減らすための取組を行っていると回答した人は全体の96%でした。



## (参考) Q2. 食品ロスを減らすために取り組んでいること



- 残さず食べる
- 「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する
- 冷凍保存を活用する
- 日頃から冷蔵庫などの食材の種類・量・期限表示を確認する
- 飲食店等で注文しすぎない
- 料理を作りすぎない
- 期限間近による「値引き商品・ポイント還元の商品」を率先して選ぶ
- 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれる量を購入する
- 残った料理を別の料理に作り替える（リメイクする）など、工夫して食べる
- 商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する（いわゆる「てまえどり」）
- 飲食店等で食べ残した場合は持ち帰る
- 外食時には、小盛メニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ
- その他
- 取り組んでいることはない

1

2

3

4

5

6

7

## 食品ロス削減のための取り組み状況（複数回答）

(資料: 令和7年度 WEB 県政アンケート)

4 4 長崎県が抱える現状・課題  
56 【課題】  
78 全国に比べ、1人1日あたりの食品ロスの発生量は少ない現状ではあるが、家庭系食  
9 品ロスの発生量に関しては全国平均値を上回っている。10 食品ロス問題に関する県民の意識は高いことより、食品ロス削減への意識の醸成を行  
11 うことができているため、今後はより具体的な行動変容を促すことで更なる食品ロス  
12 削減に繋げていく必要がある。13 具体的には家庭系食品ロスの発生量が多い現状より、特に家庭での取組（冷蔵庫の在  
14 庫使い切り等）に関する普及啓発を通して更なる食品ロス削減に繋げていきたい。15 【前計画の検証】  
1617 本県が前計画に目標として掲げていた「1人1日あたりの食品ロス発生量」については、  
18 108g（令和元年度）から98g（令和7年度）まで削減することとしています。  
19 現在の実績が92.9g（令和5年度）であることより、令和7年度時点においても98g  
20 を下回り、目標が達成されることが予想されます。21 本県が前計画に目標として掲げていた「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費  
22 者の割合」については、令和2年度に本県が行った調査結果より95%を維持するこ  
23 ととしています。調査年度によって、90%前後になったときもあり、持続するという  
24 目標は達成できませんでしたが、現在の実績が96%（令和7年度）であることから、  
25 県民の食品ロス問題への理解度は高まっているものと思われます。

## 参考資料（食品廃棄物の発生量）

### （1）一般廃棄物中の食品廃棄物

国が実施した一般廃棄物処理実態調査において、令和5年度に県内で焼却処理された一般廃棄物は372,032トン、そのうち長崎県内の市町で実施されたごみの組成調査より推計した食品廃棄物の割合は全体の43.8%を占めており、食品廃棄物の発生量は、162,950トンと推計した。

#### 家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物

「令和6年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）」によると、家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生割合は30.3%であるとされています。

本県の家庭系ごみ（粗大ごみ除く）の収集量は、254,396トンであることから、本県の家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物の発生量は、77,082トンと推計されます。

#### 事業系一般廃棄物中の食品廃棄物

一般廃棄物中の食品廃棄物の発生量は162,950トン、家庭系一般廃棄物中の食品廃棄物は77,082トンであることから、本県の事業系一般廃棄物中の食品廃棄物は、85,868トンと推計されます。

### （2）産業廃棄物中の食品廃棄物

本県が実施した産業廃棄物の実態調査及び国が実施した調査では、食品製造業者等から発生する「動植物性残さ」は24,566トンでした。

#### 食品廃棄物の発生量の推計値（令和5年度）

一般廃棄物	家庭系 一般廃棄物	事業系 一般廃棄物	産業廃棄物	合計
			一般廃棄物	一般廃棄物
162,950トン	77,082トン	85,868トン	24,566トン	187,516トン

## 第3章 計画の目標

## Ⅰ 本県の目指す姿（将来像）

6 食品ロス削減推進法では、食品の生産・製造・販売・消費等の各段階で発生している  
7 食品ロスを削減していくためには、消費者・事業者がこの問題を意識して、普段の生活  
8 から削減に取り組むことが重要としています。

やむを得ず発生した未利用食品や期限間近の災害備蓄品については、フードバンク団体への提供等によりできるだけ食品として活用していく必要があります。

11 本県は他県に比べて一般廃棄物の排出量が多く、厨芥類が4割となっており（この中  
12 にも食品ロスが含まれる）、食品ロスの削減が全体の廃棄物削減につながることから、  
13 県民各層の連携協力の下、食品ロスの削減による持続可能な社会の実現を目指し、本計  
14 画における本県の目指す姿を「ながさき食ロスゼロ」と定め、循環型社会の実現や心地  
15 よい暮らしにつなげていきます。

## 2 長崎県の計画目標

### （1）全国の削減目標

22　　国の食品ロス削減目標においては、SDGs も踏まえて、第 2 次基本方針において、家  
23　　庭系食品ロスについては 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロスを半減させるとの  
24　　目標を設定しており、事業系食品ロスについては半減させるとの目標を前倒しで達成  
25　　したことから 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を 60% 削減させるという  
26　　目標を設定しています。

## （2）長崎県の食品ロスの削減目標

## ＜目標1＞ 食品ロス発生量

30 食品ロス発生量の目標については、国の削減目標「2000( H12 )年から 2030( R12 )  
31 年までに家庭系食品ロスを半減し、事業系食品ロスを 6 割削減する」と同じ削減目標  
32 を設定しました。本県の場合は、家庭系食品ロスは R5 年度に対し R12 年度までに  
33 11.7% 削減、事業系食品ロスは R5 年度に対し R12 年度までに 14% 削減することに  
34 相当します。結果として、令和 12 年度における 1 人 1 日あたりの食品ロス発生量を  
35 89.4 g とします。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
1人1日あたりの 食品ロス発生量	92.9g/人・日 (R5年度)	89.4g/人・日 (R12年度)

## 1 (参考)

令和 5 年度 (基準年) 食品口ス発生量	家庭系	事業系
43,712 ト <sub>ン</sub>	25,822 ト <sub>ン</sub>	17,890 ト <sub>ン</sub>
92.9 g /人・日	54.9 g /人・日	38 g /人・日

2  
3

令和 12 年度 (目標値) 食品口ス発生量	家庭系	事業系
38,186 ト <sub>ン</sub>	22,801 ト <sub>ン</sub>	15,385 ト <sub>ン</sub>
89.4 g /人・日	53.4 g /人・日	36.0 g /人・日

4 令和 12 年度の長崎県の推計人口：1,170,000 人「長崎県の中期人口見通し」に基づき推計  
5 事業系食品口スには産業廃棄物も含まれる。

6

## 7 &lt;目標 2&gt; 食品口ス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

8 食品口スを削減していくためには、消費者一人ひとりの意識付けが非常に大切であり、  
9 国の基本方針においても、食品口スの削減目標として「食品口ス問題を認知して削減に  
10 取り組む消費者の割合 80%とする」との目標が引き続き示されています。現状として、  
11 消費者庁が令和 7 年度に行った「令和 7 年度第 1 回消費生活意識調査」によれば食品口  
12 ス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合は 77.2% でした。13 一方、令和 7 年度に本県が行った「食品口スの認知度と取組状況に関する調査」では、  
14 食品口ス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 96% と高い割合でした。しかし、  
15 調査年度によっては 90% 前後の割合となっていたことも踏まえると、前計画と同程度の  
16 目標値とすることが適切と考えられます。17 このため、本県としては今後も食品口ス問題の重要性を踏まえた自発的な取組が継続  
18 されるよう、普及啓発を行い、目標値については令和 12 年度まで 96% 以上 を目指すこ  
19 ととします。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
食品口ス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	96% (R7 年度)	96% 以上 (R12 年度)

## 第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

### I 各主体に求められる責務と役割

食品ロスの削減を推進するためには、食品ロスの発生元となる消費者・食品関連事業者に限らず、それ以外の事業者やマスコミ、消費者団体、NPO等が協力して取り組んでいくことが大切です。

#### (1) 消費者

消費者は、食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自分が排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、買い物や調理、外食時等に、自らができるることを行動に移す。

また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む事業者に協力する。

#### (2) 農林漁業者・食品関連事業者

農林漁業者・食品関連事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。

また、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努め、県・市町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力する。

#### (3) 事業者（農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者を含む。）

事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。

#### (4) マスコミ・消費者団体・NPO等

マスコミ、消費者団体、NPO等は、食品ロス削減に取り組む消費者・事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動を行う。

#### (5) 県・市町

県は、国及び市町と連携して、食品ロスの削減のための教育・普及啓発、事業者への取組支援、フードバンク活動への支援等の施策を総合的に実施し、さらに、市町は地域の特性に応じた施策を実施する。

## 2 県の施策

### (1) 基本的施策の推進

本県においては、「長崎県食品ロス削減推進協議会」を中心として、消費者・事業者・市町等が連携・協力して食品ロス削減を推進していくため、以下の施策を展開していきます。

#### 教育及び学習の振興・普及啓発等

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

#### 食品関連事業者等の取組に対する支援

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

#### 表彰

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く周知するほか、ポスター・コンテスト等を通じて食品ロス対策を促進します。

#### 情報の収集及び提供

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

#### 未利用食品を提供するための活動の支援等

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 (2) 取組の進捗を評価する指標

2

3 長崎県の食品ロスの削減目標

	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
家庭系食品ロス発生量	54.9g / 人・日 (R5 年度)	53.4g / 人・日 (R12 年度)
事業系食品ロス発生量	38.0g / 人・日 (R5 年度)	36.0g / 人・日 (R12 年度)

4

5

6 数値目標

	指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
家庭系	環境アドバイザーの派遣回数 【県民生活環境課】	152 回 (R6 年度)	毎年度設定 (R12 年度)
家庭系	食育の視点を踏まえ、 授業を行っている小・中学校の割合 【義務教育課】	93.8% (R6 年度)	100% (R12 年度)
家庭系	環境イベント等での食品ロス 削減推進に関する周知啓発 【資源循環推進課】	2 回/年 (R7 年度)	2 回/年 (R12 年度)
家庭系	「長崎県食品ロス削減 ポスターコンテスト」等の実施 【資源循環推進課】	1 回/年 (R7 年度)	1 回/年 (R12 年度)
事業系	子どもの居場所設置数 【子ども未来課・子ども家庭課】	110 か所 (R6 年度)	307 か所 (R12 年度)
事業系	「3010 運動」の認知度 【資源循環推進課】	25% (R7 年度)	50% (R12 年度)
事業系	「九州食べきり協力店」の認知度 【資源循環推進課】	5.6% (R7 年度)	20% (R12 年度)
事業系	フードバンク活動の認知度 【資源循環推進課】	78% (R7 年度)	95% (R12 年度)

7

8

9

10

11

12

1 (3) 家庭系食品ロス対策

2 これまでの取組の成果と課題

- 3 ・県内の小中学生を対象に、食品ロス削減をテーマとしたポスターコンテストの開催、  
4 入選者の表彰や、入選作品を用いた啓発資材を作成しました。
- 5 ・環境イベントへの参加の際に、ポスター掲示や啓発資材の配布を通して、食べ物を  
6 大切にするという消費者の意識醸成を行いました。
- 7 ・フードバンク活動の支援やフードドライブの実施を通して、未利用食品の有効活用を  
8 図りました。

9

10 新たに取り組む施策

- 11 ・これまでの取組に加え、冷蔵庫の食材在庫使い切りに関する取組の行動変容につながる  
12 周知啓発や食育の視点を踏まえた授業実践の推進などを通して、さらなる食品ロス削減  
13 への意識の醸成や家庭系食品ロス発生量の削減を目指します。

14

15 【取組施策】

16 **普及啓発**

17 地域や学校からの求めに応じ、研修会・学習会等に食品ロス削減に関する講義を実践できる  
18 有識者（環境アドバイザー）を派遣する。

19 【県民生活環境課】

20

21 高等学校等における家庭科などの授業に消費生活相談員等を講師として派遣し、実践的な消費者  
22 教育を推進する中で、食品ロス等について取り上げ、環境に配慮した消費行動の大切さに関する  
23 普及啓発を行う。

24 【食品安全・消費生活課】

25

26 食品ロス削減にも配慮した非常時にも対応できる食に関する知識の普及を図る。

27 【食品安全・消費生活課】

28

29 県内各地で開催するこども料理教室、さかな祭りならびに加工振興祭において、食品ロス削減に  
30 関する啓発を行う。（新）

31 【水産加工流通課】

32

33 保育所、幼稚園、認定こども園に対し、命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなどの食品ロス  
34 削減を含めた食育等の取組について指導・助言を行う。（新）

35 【こども未来課】

36

37 教科等における食育の視点を踏まえた授業実践の推進を図る。（新）

38 【義務教育課】

#### 第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

- 1
- 2 栄養教諭経年研修を実施し、児童生徒に対する食に関する指導の充実を図る。(新)  
3 【義務教育課】
- 4
- 5 栄養教諭免許状を所有する新規採用の栄養教諭の任用や学校栄養職員から任用替えする栄養教諭  
6 の配置促進を図る。(新)  
7 【義務教育課】
- 8
- 9 毎日の給食で適切な量を偏りなく食べ、食べ残しをしないよう、個に応じた給食指導の充実を  
10 図る。(新)  
11 【体育保健課】
- 12
- 13 給食だより等で「食品ロス」に関する情報等を紹介し、家庭への普及啓発を行う。(新)  
14 【体育保健課】
- 15
- 16 食品ロス問題とその削減の重要性を消費者・事業者に認識していただくため、HP やラジオ、  
17 広報誌、新聞等の各種メディアを活用して、家庭でできる食品ロス削減のための取組  
18 (てまえどり、見切り品等の活用) や 3 0 1 0 運動等の啓発活動を行う。  
19 【資源循環推進課】
- 20
- 21 環境に関するイベントに参加し、食品ロス削減や食べ物を大切にするという消費者・事業者の  
22 意識の醸成を図る。  
23 【資源循環推進課】
- 24
- 25 食品ロス等の削減に関する啓発資材(ポスター・リーフレット・マグネット・コースター等)の  
26 作成、配布等により、普及啓発を行う。  
27 【資源循環推進課】
- 28
- 29 食品の期限表示の「消費期限」は安全に食べられる期限、「賞味期限」はおいしく食べられる  
30 期限であり、期限切れ食品の廃棄を減らすために 2 つの違いを重点的に普及啓発することで、  
31 小売店での期限間近商品の購入を促進する。  
32 【資源循環推進課】
- 33
- 34 食材の無駄をなるべく出さない調理方法(エコクッキング)や食材を長持ちさせる保存方法の  
35 普及啓発など、食材の有効活用を促進する。  
36 【資源循環推進課】
- 37
- 38

1  
2 冷蔵庫の食材在庫使い切り等の食品ロス削減への行動変容につながる周知啓発（SNS・啓発冊子等）を行う。（新）  
3

【資源循環推進課】

4  
5  
6 自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに  
7 買い置きして、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる  
8 「ローリングストック法」の実践を呼びかける。（新）  
9

【資源循環推進課】



10

11 出典：消費者庁ウェブサイト

12 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/efforts/pdf/efforts\\_190305\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/pdf/efforts_190305_0002.pdf) )

13  
14 食品寄附者やフードバンク団体等に対して、「食品寄附ガイドライン」に基づき積極的に未利用  
15 食品の提供を行うことを呼びかける。（新）  
16

【資源循環推進課】

1  
2 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進センター講座の周知を行  
3 う。(新)

4 【資源循環推進課】  
5  
6 **表彰**  
7 食品ロスの削減に関し、顕著な功績がある個人や団体の表彰を行う。

8 【資源循環推進課】  
9  
10 県内の小中学生を対象に、食品ロス削減をテーマとしたポスターコンテストなどを開催し、入選  
11 者に対し表彰を行う。また、入選作品を用いた啓発資材を作成する。

12 【資源循環推進課】  
13  
14 **情報収集・提供**  
15 県民ボランティア活動支援センター等において、食品ロス削減を含む多様な活動を行うNPO等  
16 に対し、各種支援情報等の発信や、活動内容・組織等に係る相談対応を行う。

17 【県民生活環境課】  
18  
19 食育の取組の中に、食品ロス削減に向けた取組が含まれることから、食育等に関する講演会や  
20 講座の中で食品ロス削減に関する正しい情報の提供を行う。

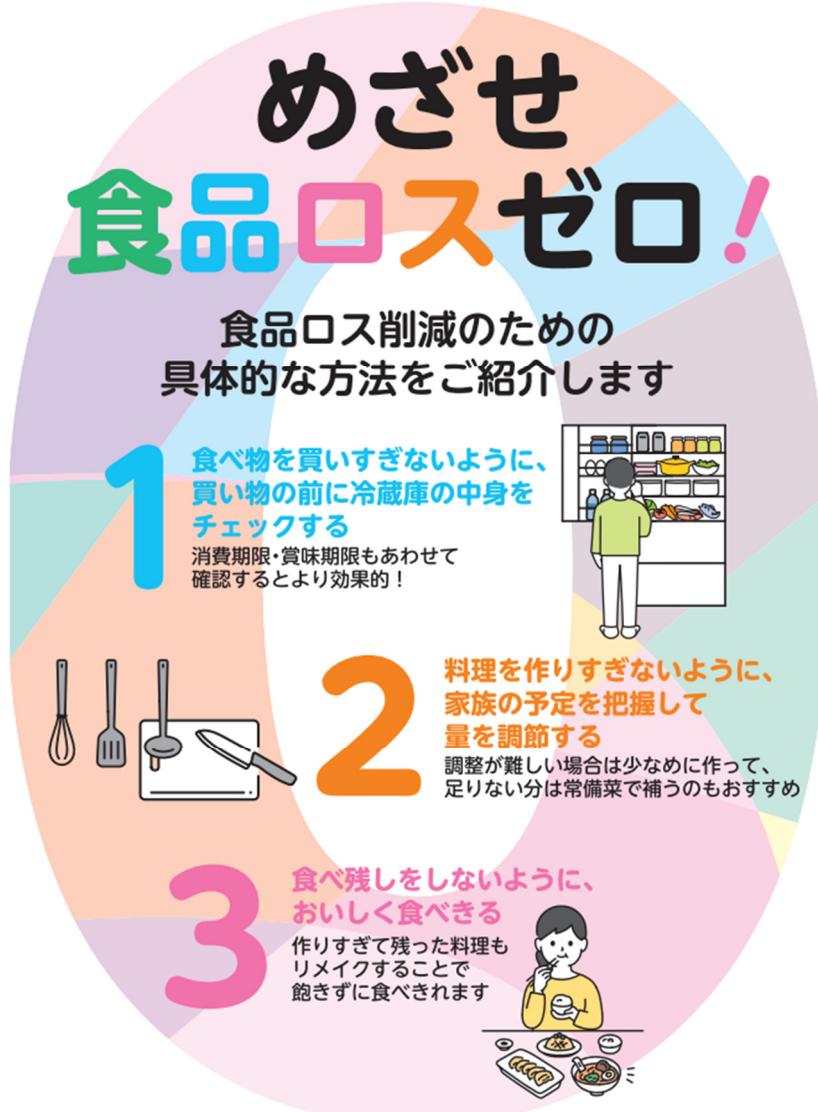
21 【食品安全・消費生活課】  
22  
23 県公式HPにおいて、食品ロス削減に関するイベントやフードバンク活動、九州食べきり協力店  
24 を紹介する。

25 【資源循環推進課】  
26  
27 食品ロスの発生を減らす食生活を推進するための情報を収集し提供する。

28 【資源循環推進課】  
29  
30 **未利用食品の活用**  
31 未利用食品の有効活用のため、フードドライブの設置場所やフードバンク団体の活動の紹介を  
32 行う。

33 【資源循環推進課】  
34  
35  
36  
37  
38

1 家庭における本県の目指す姿



2



3

## 1 (4) 事業系食品ロス対策

### 2 これまでの取組の成果と課題

- 3 ・環境イベントへの参加の際に、ポスター掲示や啓発資材の配布を通して、食べ物を  
4 大切にするという事業者の意識醸成を行いました。
- 5 ・HP等にて、フードバンク団体、フードドライブを行う事業者、九州食べきり  
6 協力店の紹介を行うことを通して、食品ロス削減に有益な情報提供を行いました。
- 7 ・企業とフードバンク団体のマッチング支援やフードドライブの実施を通して、未利用  
8 食品の有効活用を図りました。

### 10 新たに取り組む施策

- 11 ・これまでの取組に加えて、「3010運動」の更なる推進、消費者の自己責任を前提と  
12 した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知、規格外や未利用水産物の有効活用  
13 に関する周知などを通して、さらなる食品ロス削減への意識の醸成や事業系食品ロス  
14 発生量の削減を目指します。

### 16 普及啓発

- 17 食品ロス問題とその削減の重要性を消費者・事業者に認識していただくため、HPや  
18 ラジオ、広報誌、新聞等の各種メディアを活用して、家庭でできる食品ロス削減のため  
19 の取組（てまえどり、見切り品等の活用）や3010運動等の啓発活動を行う。（再掲）

20 【資源循環推進課】



22 「3010運動」… 会食後30分、終了前10分は皆で食べる時間を設けましょう。

#### 第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 環境に関するイベントに参加し、食品ロス削減や食べ物を大切にするという消費者・  
2 事業者の意識の醸成を図る。（再掲）

3 【資源循環推進課】  
4

5 食品ロス等の削減に関する啓発資材（ポスター・リーフレット・マグネット・コー  
6 スター等）の作成、配布等により、普及啓発を行う。（再掲）

7 【資源循環推進課】  
8

9 食品の期限表示の「消費期限」は安全に食べられる期限、「賞味期限」はおいしく  
10 食べられる期限であり、2つの違いを重点的に普及啓発することで小売店での賞味期限  
11 直後の廃棄を減らす。（再掲）

12 【資源循環推進課】  
13

14 食品寄附者やフードバンク団体等に対して、「食品寄附ガイドライン」に基づき積極的に  
15 未利用食品の提供を行うことを呼びかける。（新）（再掲）

16 【資源循環推進課】  
17

18 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進センター講座の  
19 周知を行う。（新）（再掲）

20 【資源循環推進課】  
21

22 自己責任を前提とした「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知を行う。（新）

23 【資源循環推進課】  
24

#### 事業者取組支援

26 食品関連事業者に対し、必要量に応じた食品の仕入れ・製造・販売や製造過程での廃棄  
27 品を最小限にするための工程管理等、食品ロスを削減するための取組に努めるよう啓発  
28 を行う。

29 【生活衛生課】  
30

31 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき消費者及び事業者が取組を推進できる  
32 よう、相談や必要な指導等の対応を行う。（新）

33 【生活衛生課】  
34

35 農産物直売所等に対し、研修会等を通じて、フードバンクの利用も含めた食品ロス削減  
36 の意識啓発を行う。

37 【農山村振興課】  
38

## 第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 県内関係水産団体宛、規格外や未利用水産物の有効活用に関する周知を行う。（新）  
2 【水産加工流通課】

3  
4 小盛りメニューの設定や利用客への食べきりの呼びかけなど、食品ロスの削減に取り  
5 組む店舗を「九州食べきり協力店」として登録し、県民が利用するようHP等により  
6 広く周知を行う。

7 【資源循環推進課】

8  
9 食品流通段階での納品期限や販売期限に関するいわゆる「1／3ルール」などの商慣習  
10 の見直しについて、国、業界団体の動向を見ながら県内事業者に取組を促す。

11 【資源循環推進課】

### 12 表彰

13 地域への貢献度が高く、他の模範となる食育活動（食品ロス削減に関する活動を含む）  
14 を行っている者を表彰し、その活動について食育通信等を通じて県民に情報提供を  
15 行う。

16 【食品安全・消費生活課】

17 食品ロスの削減に関し、顕著な功績がある個人や団体の表彰を行う。（再掲）

18 【資源循環推進課】

### 21 情報収集・提供

22 県公式HPにおいて、食品ロス削減に関するイベントやフードバンク活動、九州食べ  
23 きり協力店を紹介する。（再掲）

24 【資源循環推進課】

### 26 未利用食品の活用

27 使用期限が1年を切った災害時用備蓄食料等の有効活用を図るため、県が備蓄する  
28 食料等をフードバンク団体等へ寄付する。

29 【防災企画課】

30 使用期限が1年を切った災害時用備蓄食料等の有効活用を図るため、「長崎県福祉保健  
31 部災害時用備蓄食料等の寄附に関する事務取扱要領」に基づき、長崎県福祉保健部が  
32 備蓄する食料等を公益性の高い活動を行う団体等に寄附する。

33 【福祉保健課】

34

35

36

37

38

第4章 食品ロス削減の推進に関する施策の展開

1 食事の提供等を行うこども食堂をはじめとした多様なこどもの居場所の立ち上げや  
2 運営を支援する。（新）

3 【こども未来課・こども家庭課】

4  
5 農産物直売所等に対し研修会を通じて食品ロス削減の意識啓発を行うとともに、フード  
6 バンクとの連携を支援する。

7 【農山村振興課・資源循環推進課】

8  
9 未利用食品の有効活用のため、フードドライブの設置場所やフードバンク団体の活動の  
10 紹介を行う。（再掲）

11 【資源循環推進課】

12  
13 新たな食品提供事業者や輸送協力事業者を発掘し、フードバンク団体等とのマッチング  
14 を進め、フードバンク活動等を支援する。

15 【資源循環推進課】

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

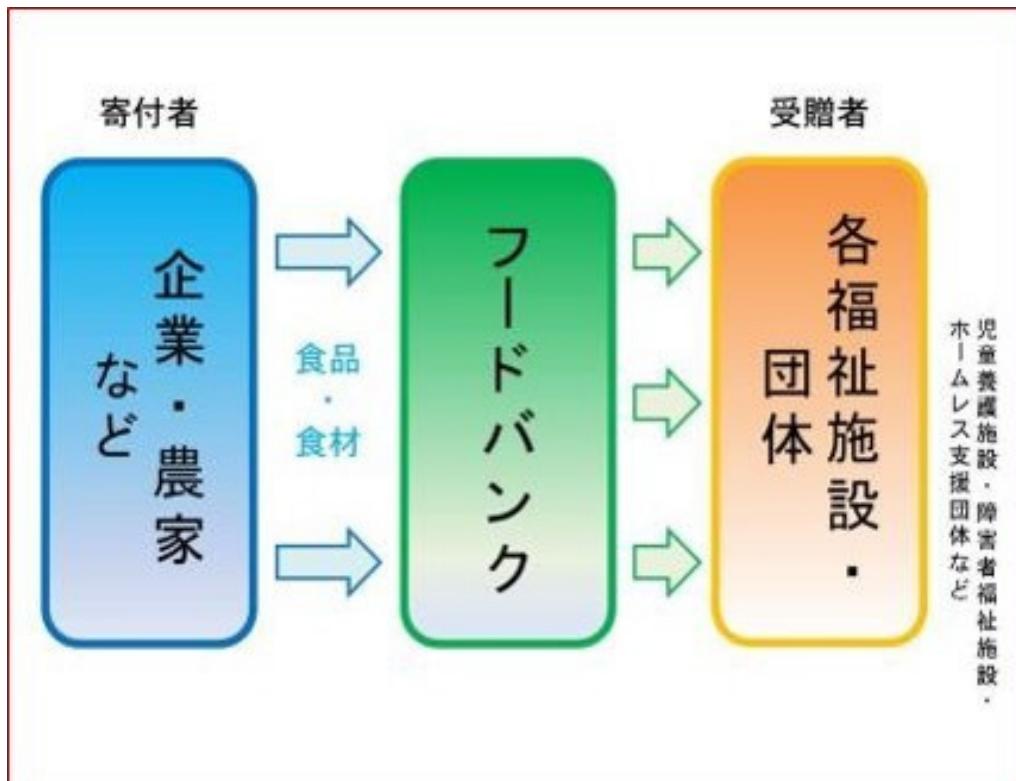
35

36

37

38

1 事業者における本県の目指す姿



2

3 農林水産省ウェブサイト

4 ([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html))



5

令和7年度 第6回「長崎県食品ロス削減ポスターコンテスト」

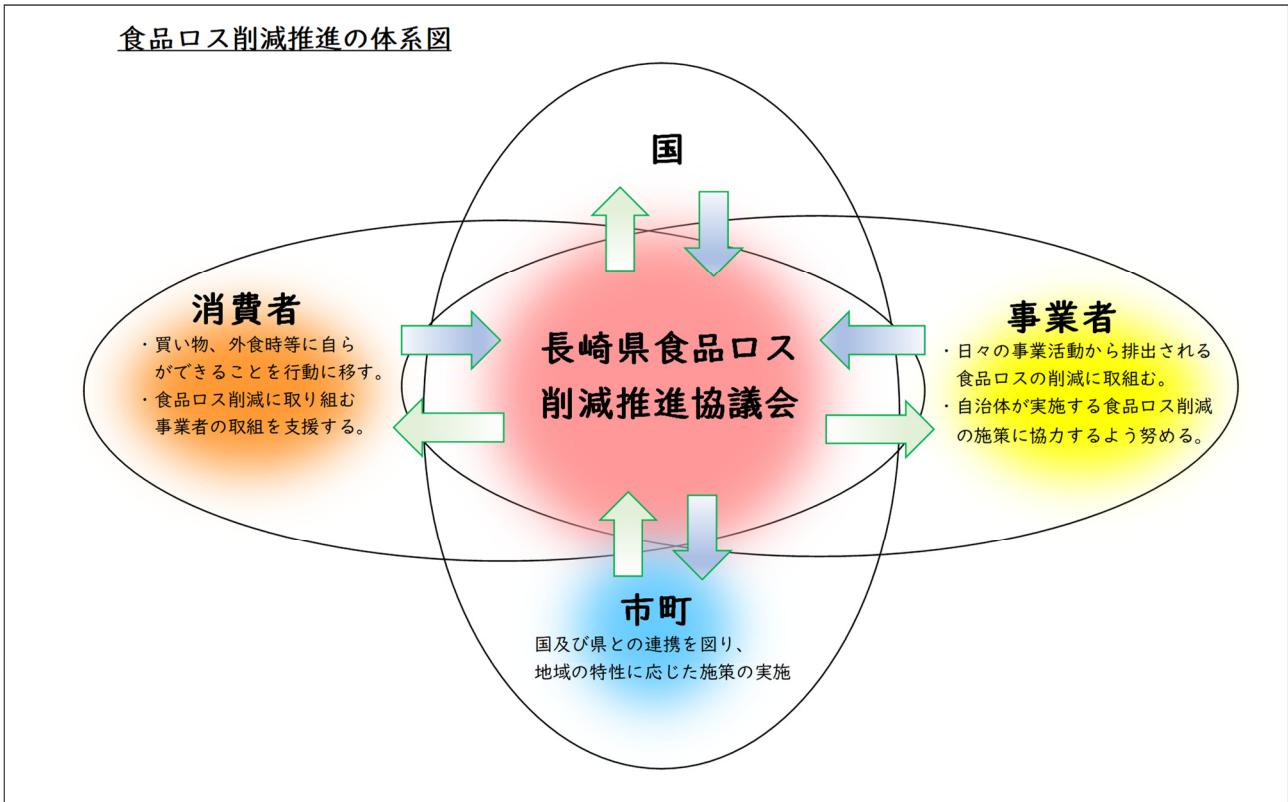
中学生の部 最優秀作品

小学生低学年の部 最優秀作品

# 第5章 計画実現に向けた推進体制

## 1 推進体制

学識経験者、事業者、行政等で構成される「長崎県食品ロス削減推進協議会」を中心に、消費者、事業者、市町等と連携・協力して計画を推進し、県民運動として食品ロスを削減していきます。



## 2 進捗管理

計画の目標の達成状況を毎年調査し、計画の進捗を検証します。

また、「長崎県食品ロス削減推進協議会」に毎年の進捗状況を報告し、ご意見等をいただきながら、必要に応じて見直しを行います。

< P D C A サイクルによる計画の推進 >

